

質問回答書

高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務に係る公募型プロポーザルの質問について次のとおり回答します。

No.	仕様書条数	質問事項	回答
1	第6条	4項(1) 総合窓口の光熱水費はすべて受託者の負担とありますが、現在の算出方法と同様でよろしいでしょうか。ご教示ください。	<p>総合窓口となる大原町事務所には、移動図書館の事務所も入っています。そのため、総合窓口分の光熱水費の算出方法につきましては次のとおりとしています。</p> <p>【電気料金】 総合窓口分として設置している子メーターで計測した電力量に基く電気料金を算出</p> <p>【上下水道料金】 総合窓口と移動図書館に勤務する人数による人数割にて算出</p> <p>なお、この算出方法は現在の高知市上下水道局料金徴収等包括委託業務(契約期間：令和3年1月1日～令和7年12月31日)に係る光熱水費の算出方法と同じ内容であり、本プロポーザルの仕様としても同じ算出方法を用いることを想定しています。</p>
2	第59条	(6) その他「料金試算等その他発注者の指示する項目」とありますが、こういった情報収集を想定しているのでしょうか。ご教示ください。	<p>高知市上下水道局の事業として第59条(1)～(5)以外の情報が必要となった場合に適宜、情報収集をしていただくものです。情報収集対象は、委託業務で使用する情報システムに登録のあるものになります。</p> <p>料金試算については、今後の料金体系の検討資料として高知市上下水道局が提示した内容での試算を行っていただくものです。</p>
3	第61条	3項「公金の収納業務のデジタル化」とありますが、例えば検針票のペーパーレス化等その様な範囲を想定しているのでしょうか。概算するうえでその範囲についてご教示ください。	<p>政府が令和8年9月までに開始を目指しているeLTAXを活用した納付を想定したのですが、活用するかどうかは未定です。</p>
4	第66条	2項「情報システムの端末等は～発注者の事務所に設置する」とありますが、職員様のご使用されるPCおよびプリンター台数等は現在ご使用者の台数でよろしいでしょうか。積算費用に変動が生じるためご教示ください。	<p>職員が使用する台数は、PC 8台、プリンター 2台です。</p>

No.	仕様書条数	質問事項	回答
5	選定基準表	<p>(14) その他の業務提案①対象配水池の一次側もしくは二次側に水量を計量できる装置等は設置されていますでしょうか。メーター機器等にて計量している場合は、種類や口径等をご教示ください。</p>	<p>対象配水池二次側に電磁式積算体積計（φ75）が設置されています。</p>
6	選定基準表	<p>(15) その他の業務提案② 提案見積金額内のご提案ということよろしいでしょうか。 また見積金額外の費用が発生する場合は、別途有償提案を記載してもよいかご教示ください。</p>	<p>提案見積金額内の提案をお願いします。 別途、有償提案を提案書に記載いただいても構いませんが、加点の対象とはならないことをご承知ください。</p>